

第6期における介護保険料の設定（案）
及び減免制度の拡充（案）について

平成27年2月6日

第6期における介護保険料の設定（案） について

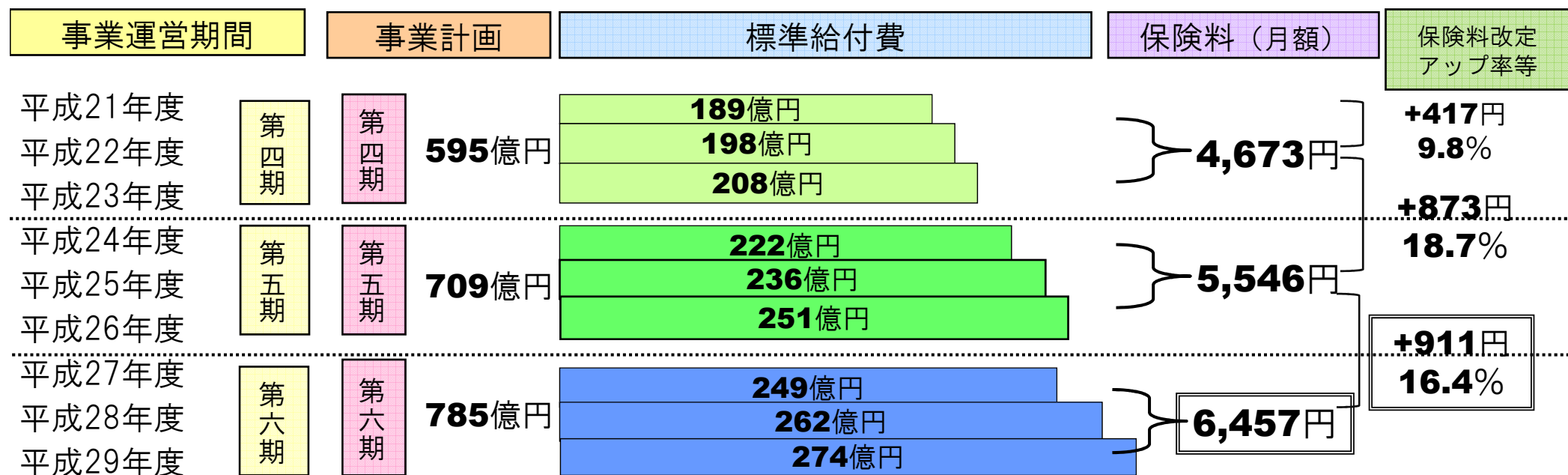
1.第6期の介護保険料(月額)案について

○H27年4月の報酬改定(平均△2.27%)等を反映した給付費は第6期3カ年で約785億円と推計され、第5期中の約709億円に比較すると76億円、10.7%増加する見込み

○この給付費等から推計した第6期の介護保険料(月額)案は6,457円、第5期から911円上昇、上昇率は16.4%

○報酬改定がマイナスであったにもかかわらず、上昇した主な原因は、高齢者・認定者の増に伴うサービス利用増のほかに、下記の第5期からの状況変化があり、影響金額としては536円程度

- ①第1号被保険者負担割合の増(21%⇒22%)
- ②財政安定化基金償還金(約3億円)
- ③県の財政安定化基金交付金(約1.3億円⇒0円)
- ④市の介護給付費準備基金(2.2億円⇒0円)



※H26年度はH26年度3月補正後予算案

※給付費見込は計画(案)のP123~P125参照、保険料算定はP129参照

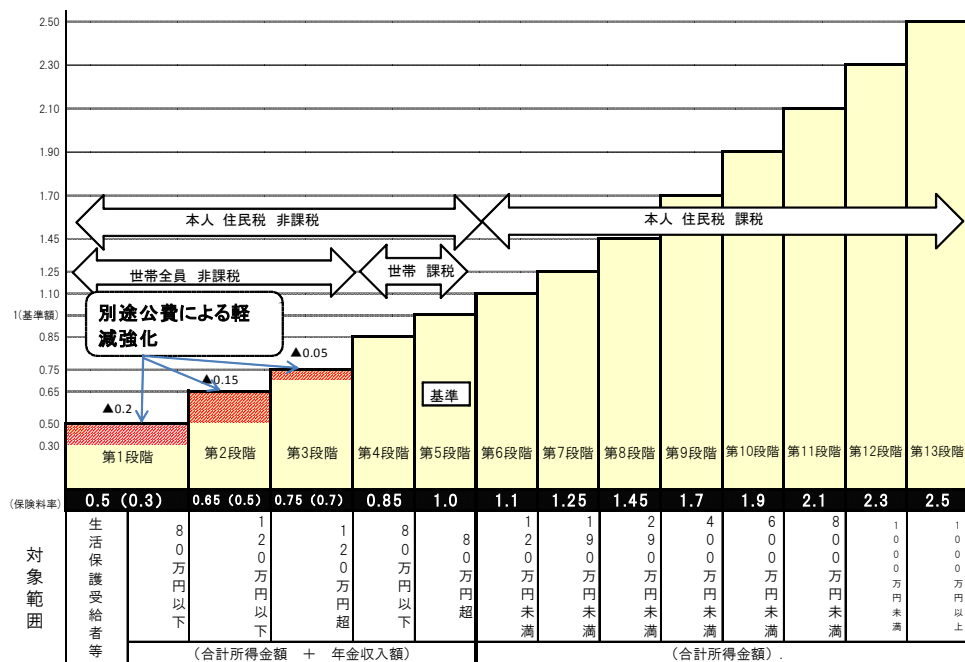
2.国による低所得者への軽減強化の見直し

【国による低所得者への軽減強化の見直し】

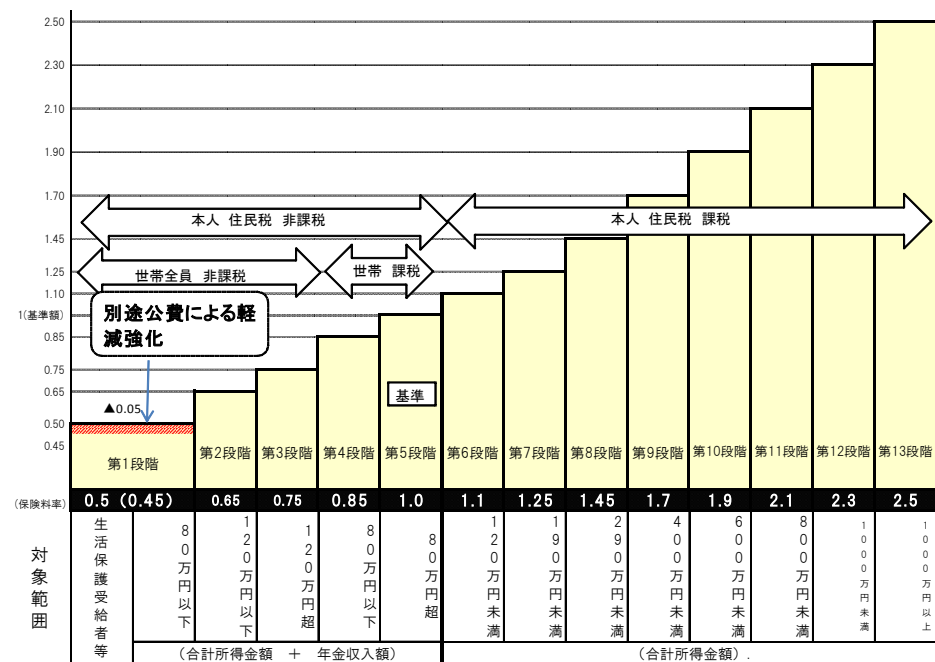
○消費増税(8%⇒10%)の延期に伴い、低所得者への公費による軽減強化(下図①)をH29年度からの完全実施に延期

○H27～H28年度は新第1段階のみ軽減強化を行うこととし、軽減幅も△0.05のみと大幅に見直し(下図②)

①消費増税延期前に国が示した軽減強化(H29年度～)



②消費増税延期後に国が示したH27～28年度の軽減強化



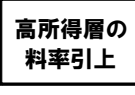
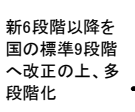
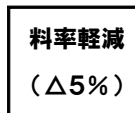
3.第6期の介護保険料設定(案)について

【段階設定の考え方】

- 国の多段階化に併せ、現行の11段階から、高所得層を細分化し13段階に多段階化
- 保険料の上昇に配慮し、第6期内で公費による軽減強化が及ばない基準額周辺の間層(新4・6・7段階)の料率を軽減
(中間層の例：新4段階⇒世帯に課税者がいるが無年金の方、新6段階⇒無年金で100万円程度の給料で課税者となる方など)
- 中間層の軽減等のため、高所得層(合計所得が290万円以上の方)の料率を引き上げ

○介護保険料設定の考え方

第5期 (H24~H26)の介護保険料設定			
段階	保険料率	保険料額(年額)	対象者
第1段階	0.5	33,200円	市民税非課税世帯 (生活保護等受給者等)
第2段階	0.5	33,200円	市民税非課税世帯 (合計所得金額+課税年金収入金額が80万円以下)
第3段階	0.65	43,200円	市民税非課税世帯 (合計所得金額+課税年金収入金額が80万円超120万円以下)
第4段階	0.75	49,900円	市民税非課税世帯 (合計所得金額+課税年金収入金額が120万円超)
第5段階	0.9	59,800円	本人市民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入金額が80万円以下)
第6段階	1.0	66,500円	本人市民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入金額が80万円超)
第7段階	1.15	76,500円	本人市民税課税 (合計所得金額が125万円未満)
第8段階	1.3	86,500円	本人市民税課税 (合計所得金額が125万円以上200万円未満)
第9段階	1.45	96,500円	本人市民税課税 (合計所得金額が200万円以上350万円未満)
第10段階	1.6	106,400円	本人市民税課税 (合計所得金額が350万円以上500万円未満)
第11段階	1.75	116,400円	本人市民税課税 (合計所得金額が500万円以上)



第6期 (H27~29)の介護保険料設定					
段階	保険料率		保険料額(年額)		対象者
	H27~H28	H29	H27~H28	H29	
第1段階	0.5	0.5	38,700円	38,700円	市民税非課税世帯 (生活保護等受給者等、合計所得金額+課税年金収入金額が80万円以下)
(軽減後)	(0.45)	(0.3)	(34,800円)	(23,200円)	
第2段階	0.65	0.65	50,300円	50,300円	市民税非課税世帯 (合計所得金額+課税年金収入金額が80万円超120万円以下)
(軽減後)	(0.5)	(0.5)	(38,700円)	(38,700円)	
第3段階	0.75	0.75	58,100円	58,100円	市民税非課税世帯 (合計所得金額+課税年金収入金額が120万円超)
(軽減後)	(0.7)	(0.7)	(54,200円)	(54,200円)	
第4段階	0.85			65,800円	本人市民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入金額が80万円以下)
第5段階	1.0			77,400円	
第6段階	1.1			85,200円	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円未満)
第7段階	1.25			96,800円	
第8段階	1.45			112,300円	本人市民税課税 (合計所得金額が190万円以上290万円未満)
第9段階	1.7			131,700円	
第10段階	1.9			147,200円	本人市民税課税 (合計所得金額が290万円以上400万円未満)
第11段階	2.1			162,700円	
第12段階	2.3			178,200円	本人市民税課税 (合計所得金額が400万円以上600万円未満)
第13段階	2.5			193,700円	

3.第6期の介護保険料設定(案)について

○第6期と第5期の介護保険料年額等を比較したものは以下のとおり
 ○H29年度の公費による軽減強化が完全実施されると非課税世帯のうち約82%は、第5期より介護保険料年額が安くなる。

◆第5期基準額(月額) 5,546円 ◆アップ額 911円
 ◆第6期基準額(月額) 6,457円 ◆アップ率 16.43%

第5期の介護保険料		
H24~H26年度		
段階	保険料率	①保険料額
第1段階	0.5	33,200円
第2段階	0.5	33,200円
第3段階	0.65	43,200円
第4段階	0.75	49,900円
第5段階	0.9	59,800円
第6段階	1.0	66,500円 (月額)5,546円
第7段階	1.15	76,500円
第8段階	1.3	86,500円
第9段階	1.45	96,500円
第10段階	1.6	106,400円
第11段階	1.75	116,400円

第6期の介護保険料											H27被保険者数	
段階	H27~H28年度					H29年度					人数	割合
	保険料率	②保険料額	第5期との差額		増加率	保険料率	③保険料額	第5期との差額		増加率		
			年額 (②-①)	月額 (年額/12)				年額 (③-①)	月額 (年額/12)			
第1段階	0.50	38,700円	5,500円	458円	16.57%	0.50	38,700円	5,500円	458円	16.57%	20,765	25.74%
第2段階 (軽減後)	(0.45)	(34,800円)	(1,600円)	(133円)	(4.82%)	(0.30)	(23,200円)	-(10,000円)	-(833円)	-(30.12%)		
第3段階 (軽減後)	0.65	50,300円	7,100円	592円	16.44%	(0.50)	(38,700円)	(4,500円)	-(375円)	-(10.42%)	6,522	8.08%
第3段階 (軽減後)	0.75	58,100円	8,200円	683円	16.43%	0.75	58,100円	8,200円	683円	16.43%	6,149	7.62%
第4段階	0.85	65,800円	6,000円	500円	10.03%	0.85	65,800円	6,000円	500円	10.03%	13,021	16.14%
第5段階	1.00	77,400円 (月額)6,457円	10,900円	908円	16.39%	1.00	77,400円 (月額)6,457円	10,900円	908円	16.39%	8,389	10.40%
第6段階	1.10	85,200円	8,700円	725円	11.37%	1.10	85,200円	8,700円	725円	11.37%	8,507	10.54%
第7段階	1.25	96,800円	10,300円	858円	11.91%	1.25	96,800円	10,300円	858円	11.91%	9,297	11.52%
第8段階	1.45	112,300円	15,800円	1,317円	16.37%	1.45	112,300円	15,800円	1,317円	16.37%	4,897	6.07%
第9段階	1.7	131,700円	25,300円	2,108円	23.78%	1.7	131,700円	25,300円	2,108円	23.78%	1,315	1.63%
第10段階	1.9	147,200円	30,800円	2,567円	26.46%	1.9	147,200円	30,800円	2,567円	26.46%	869	1.08%
第11段階	2.1	162,700円	46,300円	3,858円	39.78%	2.1	162,700円	46,300円	3,858円	39.78%	327	0.41%
第12段階	2.3	178,200円	61,800円	5,150円	53.09%	2.3	178,200円	61,800円	5,150円	53.09%	179	0.22%
第13段階	2.5	193,700円	77,300円	6,442円	66.41%	2.5	193,700円	77,300円	6,442円	66.41%	441	0.55%

○非課税世帯のうち
約82%が現在より安くなる。
27,287人/33,436人

※保険料年額は、基準月額6,457円×12か月×保険料率(100円未満切捨て)で算出します。

第6期における介護保険料の減免制度の 拡充（案）について

1.青森市の独自の低所得者減免の現状について

【現状の低所得者減免】

○市では、平成15年度より低所得者の独自減免を実施しており、これまでの基本的な考え方は、生活保護基準額以下の収入となっている方は、生活保護の方と同額の保険料へ減免するという考え方

○制度内容としては、第1・3・4段階の低所得者に限定した減免となっており、収入基準額以下(生活保護基準)と預貯金基準額以下(生活保護基準の1/2)の方が対象となる。

【現行の低所得者減免】

区分	対象段階	減免率	世帯人員	H26 収入基準	H26 預貯金	滞納	市民税課税者 の扶養者	備考
①老齢福祉年金	第1段階 (生活保護除く)	1/2						老齢福祉年金受給者
②生活保護基準以下	第3・4段階 (非課税世帯のみ)	第1段階の額	1人	985,200円	492,600円	対象外 (分納は対象)	対象外	4人以上は省略
			2人	1,455,100円	727,550円			
			3人	1,909,590円	954,795円			

※老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金

2.第6期介護保険料における低所得者減免の見直しの方向性①

○第6期の保険料は上昇することとなるが、国による低所得の軽減強化が平成27～28年度は一部実施となったことから、保険料負担が困難な低所得の方にも配慮した減免制度に見直す。

【①生活保護基準以下の減免見直しの方向性】

○現行の減免は非課税世帯のみを対象としており、生活保護基準以下の給与収入等であっても低所得者減免が利用できない低所得者を救済（例：980千円程度の給与収入だが市民税課税により85,200円の保険料負担となる新第6段階の低所得者）

○収入基準の半額となっている預貯金基準（1人世帯：492,600円）により減免制度を活用できない低所得者を救済

第6期（H27～29）の介護保険料設定					平成27年度		
段階	保険料率		保険料額（年額）		対象者	被保険者数	割合
	H27～H28	H29	H27～H28	H29			
第1段階 (軽減後)	0.5 (0.45)	0.5 (0.3)	38,700円 (34,800円)	38,700円 (23,200円)	市民税非課税世帯 (生活保護等受給者等、合計所得金額+課税年金収入金額が80万円以下)	20,765人	25.74%
第2段階 (軽減後)	0.65	0.65 (0.5)	50,300円	50,300円 (38,700円)	市民税非課税世帯 (合計所得金額+課税年金収入金額が80万円超120万円以下)	6,522人	8.08%
第3段階 (軽減後)	0.75	0.75 (0.7)	58,100円	58,100円 (54,200円)	市民税非課税世帯 (合計所得金額+課税年金収入金額が120万円超)	6,149人	7.62%
第4段階	0.85			65,800円	本人市民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入金額が80万円以下)	13,021人	16.14%
第5段階	1.0			77,400円	本人市民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入金額が80万円超)	8,389人	10.40%
第6段階	1.1			85,200円	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円未満)	8,507人	10.54%
第7段階	1.25			96,800円	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円以上190万円未満)	9,297人	11.52%
第8段階	1.45			112,300円	本人市民税課税 (合計所得金額が190万円以上290万円未満)	4,897人	6.07%
第9段階	1.7			131,700円	本人市民税課税 (合計所得金額が290万円以上400万円未満)	1,315人	1.63%
第10段階	1.9			147,200円	本人市民税課税 (合計所得金額が400万円以上600万円未満)	869人	1.08%
第11段階	2.1			162,700円	本人市民税課税 (合計所得金額が600万円以上800万円未満)	327人	0.41%
第12段階	2.3			178,200円	本人市民税課税 (合計所得金額が800万円以上1,000万円未満)	179人	0.22%
第13段階	2.5			193,700円	本人市民税課税 (合計所得金額が1,000万円以上)	441人	0.55%

現行の減免
対象者(非課税世帯)

預貯金基準を緩和

課税層であっても
生活保護以下の収入で
苦しい低所得者

減免対象に加え、
1段階の額へ減免

見直し内容

- ①新第2～7段階を対象者へ対象者を拡大
(利用料2割負担となる合計所得金額160万円以上の新8段階以上は除く)
- ②預貯金基準を収入基準と同額へ緩和

2.第6期介護保険料における低所得者減免の見直しの方向性②

【②生活保護基準以上の見直しの方向性】

○介護保険料の上昇や公費による軽減強化の完全実施の延期などを踏まえ、生活保護基準以上でも介護保険料の負担が困難な低所得者を救済

○就学援助の基準を参考に生活保護基準の1.2倍以下の減免基準を新たに設ける。

第6期の介護保険料					
段階	H27～H28年度				
	保険料率	②保険料額	第5期との差額		増加率
			年額 (②-①)	月額 (②-①)	
第1段階 (軽減後)	0.45	34,200円	1,200円	122円	4.92%
第1段階	0.50	38,700円	5,500円	458円	16.57%
第2段階	0.65	50,300円	7,100円	592円	16.44%
第3段階	0.75	58,100円	8,200円	683円	16.43%
第4段階	0.85	65,800円	6,000円	500円	10.03%
第5段階	1.00	77,400円 (月額)6,457円	10,900円	908円	16.39%
第6段階	1.10	85,200円	8,700円	725円	11.37%
第7段階	1.25	96,800円	10,300円	858円	11.91%
第8段階	1.45	112,300円	15,800円	1,317円	16.37%
第9段階	1.7	131,700円	25,300円	2,108円	23.78%
第10段階	1.9	147,200円	30,800円	2,567円	26.46%
第11段階	2.1	162,700円	46,300円	3,858円	39.78%
第12段階	2.3	178,200円	61,800円	5,150円	53.09%
第13段階	2.5	193,700円	77,300円	6,442円	66.41%

生活保護基準以上でも、
保険料の上昇等により
負担の厳しい低所得者

見直しの内容

- ①生活保護基準の1.2倍以下の基準を新設
(生活保護基準以下と同様に新第2～7段階対象)
- ②減免額は1段階下の額まで減免

●参考資料

- 対象者の見直しを行い、新第2～7段階まで適用を拡大
- 生活保護基準1.2倍を新設し、減免額は1段階下の額へ減免
- あわせて預貯金基準を緩和し、収入基準と同額に見直し
- 滞納者については、納付を促すため分納履行を1年以内の分納へ見直し

【現行の低所得者減免】

区分	対象段階	減免率	世帯人員	H26 収入基準	H26 預貯金	滞納	市民税課税者 の扶養者	備考
①老齢福祉年金	第1段階 (生活保護除く)	1/2						老齢福祉年金受給者
②生活保護基準以下	第3・4段階 (非課税世帯のみ)	第1段階の額	1人	985,200円	492,600円	対象外 (分納は対象)	対象外	4人以上は省略
			2人	1,455,100円	727,550円			
			3人	1,909,590円	954,795円			

※老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金



【低所得者減免の見直し案】

区分	対象段階	減免率	世帯人員	H26 収入基準	H26 預貯金	滞納	市民税課税者 の扶養者	備考
①老齢福祉年金	新第1段階 (生活保護除く)	1/2						老齢福祉年金受給者
②生保基準以下	新第2～7段階	新第1段階の額	1人	985,200円	985,200円	対象外 (1年以内の 分納対象)	対象	4人以上は省略
			2人	1,455,100円	1,455,100円			
			3人	1,909,590円	1,909,590円			
③生保基準1.2倍以下	新第2～7段階	1段階下の額	1人	1,182,240円	1,182,240円	対象外 (1年以内の 分納対象)	対象	4人以上は省略
			2人	1,746,120円	1,746,120円			
			3人	2,291,508円	2,291,508円			

※収入基準額はH26年度を参考に算定しており、生活保護基準の改正等により変動します。